

8日8日、名古屋地本は申18号「各職場における喫煙箇所に関する申し入れ」で業務委員会を行いました。2020年4月より施行される改正健康増進法に伴い、職場では喫煙箇所の変更がされています。受動喫煙防止の分煙化については組合としても進めるべきと考えていますが、喫煙者、非喫煙者双方から不満のでない喫煙スペースの確保が必要と考え、以下の通り議論を行いました。

1. 喫煙箇所には、ひさしや囲いを設け、雨風の影響を受けない箇所とすること。

【回答】適宜適切に対応している。

2. 名古屋駅等、多くの乗務員の喫煙が想定される箇所については勤務状況を鑑みて現行の詰所喫煙スペースを改良し場所を変更させないこと。

【回答】適宜適切に対応している。

3. 喫煙箇所を廃止する場合は、代替喫煙箇所を設けること。また、一般公衆と喫煙場所を共有させた場合は、IT公聴等による苦情は社員に責任を問わないこと。また、事情聴取等も行わないこと。

【回答】法令遵守を前提に職場に必要最低限の教育場所を確保するが会社の設備には限りがあるので限られた条件の範囲でしか喫煙されたりまた世間へのご迷惑や会社の信用を傷つける事はないが必要な事実確認や教育を実施していく

## 【議論】

組合: たばこを嫌いな人に迷惑をかけないということを前提に申し入れを行った。指定場所も屋根やひさしがないところもある。

会社: 条件の中でコストがかからないように指定場所を決めている。

組合: 最終的には屋内では全て喫煙できなくなるのか。

会社: 法令で指定されている条件が非常に厳しい。大垣運輸区など新たに条件に合わせてスペースならばいいが、既存の設備は非常に難しい。

組合: 労働時間外に公共の喫煙場所で喫煙することは認めるのか。

会社: 外での外食を認めているようにかまわない。

組合: 言いがかり的な苦情、IT公聴もある。一方的に対応しないこと。

会社: 状況は調べる。常識を外れていなければ何も問題はない。

組合:名古屋駅ではどこに設置するのか。

会社:未だ決まっていない。

組合:乗務員などは折り返し時間がないときに、遠くの喫煙場所まで行くことができない場合もある。

会社:名古屋駅は一カ所に喫煙場所を作る予定であるが、様々な要因も考えている。

組合:なぜ一カ所にこだわるのか。名古屋で多くの社員が一カ所でたばこを吸えば、煙がひどいことになる。

会社:一事業所単位で考えている。

組合:詰所の喫煙スペースを法令に合うように直すことはできないのか。

会社:改良には多くのコストがかかり直すという考え方はない。

組合:組合としても組合員には健康面を考慮したたばこをやめることを奨励している。しかし、吸っている人が悪いから、条件が悪くとも仕方がないというものではない。また、条例により禁煙地区を指定している場合などは、会社施設に喫煙箇所を設けないと喫煙箇所が無くなってしまう。この件に関しては今後も具体的に要求が出ると考える。多くの配慮をしてスペースの確保をしていくこと。

以 上